

## 物件情報登録申込書

群馬県知事 あて

所有者名称  
所在地  
代表者  
T E L

< 県ホームページでの公開・非公開区分 >

次の物件について、県ホームページでの (  公開 ・  非公開 ) を希望します。

所在地	群馬県 ※別紙図面参照	
土地	地目	
	面積	m <sup>2</sup>
	現況	<input type="checkbox"/> 更地 <input type="checkbox"/> 建物有 ( )
建物 (欄不足は別紙)	種類	<input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	構造	造 階建 ( 年築)
	面積	建床 m <sup>2</sup> 延床 m <sup>2</sup>
	付帯設備	
	現況	<input type="checkbox"/> 不使用 <input type="checkbox"/> 使用中 ( )
売却・賃貸の別	<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 賃貸 (両方にレを入れて頂いても結構です)	
取引価格	<input type="checkbox"/> 売却	円 ( 円/m <sup>2</sup> ・坪)
	<input type="checkbox"/> 賃借	円/年 (m <sup>2</sup> あたり 円/年)
用水等	<input type="checkbox"/> 工業用水 <input type="checkbox"/> 上水 <input type="checkbox"/> 地下水	
電力供給	<input type="checkbox"/> 高圧 <input type="checkbox"/> 特別高圧 ( )	
通信	<input type="checkbox"/> 光回線 ( ) <input type="checkbox"/> ADSL ( )	
その他	<input type="checkbox"/> 都市ガス <input type="checkbox"/> 下水道	
用途地域	<input type="checkbox"/> 準工業地域 <input type="checkbox"/> 工業地域 <input type="checkbox"/> 工業専用地域 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
その他特記事項 (制限・条件等)		
責任者	部署	
	氏名	
	連絡先	
担当者	部署	
	氏名	
	連絡先	

取引形態		<input type="checkbox"/> 所有者	<input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> 仲介
連絡先	所在地	〒 ー		
	名称等			
	免許番号	(宅地建物取引業者の場合記入)		
	電話等	TEL	FAX	

【添付書類】

- 登記事項証明書の写し（コピーで可）などの所有者を確認できるもの。  
案内図（道路地図など）、位置図（住宅地図など）により、位置の特定ができるもの。  
物件の写真など対象物件の状況がわかるもの。

●告知事項（該当する□にレを記入）

- 1 当該工場等は、建築基準法、都市計画法、消防法、公害防止条例等の法令に抵触していません。  
はい いいえ
- 2 当該工場等の情報の提供については、取引のある宅地建物取引業者の了解を得ています。  
はい いいえ 取引はありません
- 「はい」に、レを記入された方は、宅地建物取引業者の名称等をご記入ください。

ただし、上記照会先と同一業者の場合は記入不要です。

名 称			
免許番号			
所 在 地			
電 話		担当者	

●注意事項

- 1 情報を登録する場合は、所有者の方が申し込みしてください。ただし、宅地建物取引業者、市町村担当部署等、所有者から対象物件の取引について適法に依頼を受けている者にあつては、「物件情報登録申込書」と同様の事項が記載された物件概要書等の提出により県に申し込みができます。
- 2 物件の取引等を既に宅地建物取引業者に仲介依頼している所有者等は、予め必ず当該業者の了解を得てから登録してください。
- 3 次の要件に該当しない場合は、掲載されません。  
・群馬県内で土地の面積が500平方メートル以上  
・農地が含まれないこと。  
・住宅の用途でないこと。  
・所有者等の同意を得ていること。  
・土地と建物が別々の所有でないこと。  
・都市計画法や建築基準法等の各種法令に抵触していないこと。
- 4 連絡先の公開を希望しない場合は、連絡先を当室にした形でのHP公開も可能です。  
ただし、企業等から照会があつた場合は、その都度、連絡先を照会企業に伝えます。
- 5 宅地建物取引業者以外の方が売主の場合は、宅地建物取引業者を仲介させて下さい。
- 6 登録いただいた情報内容に変更があつた場合は、再度登録して下さい。  
また、売買契約成立等により登録抹消の必要がある場合は、速やかに連絡してください。
- 7 ホームページへの登録を希望された情報は、台帳登録後、県ホームページにて公開します。  
非公開を希望された場合は、ホームページには掲載せず、物件情報として把握します。

●県使用欄

受 付	内容確認	台帳登録	HP掲載	削 除	(理由)
					・登録期間経過 ・成約